

税制改革に関する決議

歴史的変革期のなかで、政府は、ようやく聖域なき構造改革に踏み出した。改革の具体的な施策は必ずしも明確ではないが、行政、財政、社会保障、地方制度、その他、あらゆる分野で改革を推進し、日本経済を再生しようとしている姿勢は高く評価できる。

かねてから構造改革なしには現在の閉塞的状況を克服することはできない、と主張してきた法人会は、聖域なき構造改革の速やかなる実施を強く要望する。構造改革によってのみ、財政再建の道筋が定まり安易な税負担の増加を抑制し経済を活性化できる、と考えるからである。

行財政改革で納税者が特に強く希求しているのは、国と地方を通じた議会と行政の全分野にわたる改革の実行である。構造改革を断行するという公約に反し、行財政の効率化を先送りすることを、納税者として認めるわけにはいかない。もちろん具体的な構造改革の推進に当たっては景気とりわけ地域経済を支え、常に経営改革に取り組んでいる中小企業に十分に配慮すべきである。

聖域なき構造改革では、当然のことながら税制改革こそが大きな柱になる。公平、中立、簡素の租税原則によって、広く薄く国民全体で公共サービスの対価を負担する税制を確立するために、このさい、所得、消費、資産への適切な課税、すなわち税収の直間比率の是正を行い、21世紀経済社会に対応する必要がある。

よき経営者の集いを目指し、長年にわたり納税意識の高揚と税務知識の普及に尽くしてきた法人会は、税のオピニオンリーダーであると自負し、全国125万会員の総意として以上、決議する。

平成13年9月17日

財団法人 全国法人会総連合
税制改正要望全国大会